

国・地方脱炭素実現会議の開催について

〔 令和 2 年 1 2 月 2 4 日
内 閣 総 理 大 臣 決 裁 〕

1. 国と地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うため、国・地方脱炭素実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房長官
副議長	環境大臣 総務大臣
構成員	内閣府特命担当大臣（地方創生） 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
	長野県知事 軽米町長 横浜市長 津南町長 大野市長 壱岐市長

3. 会議の庶務は、内閣官房その他の関係行政機関の協力を得て、環境省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。